

別表六の二（二十） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の4第2項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正前の措置法第68条の15の4第2項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第

49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「設備の概要」には、連結法人が措置法第68条の15の4第2項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人に該当すること及びその設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する附表」の所要欄を記載し添付することとしてください。